令和4年度障害福祉サービス等に関する事業所説明会

令和5年度以降の注意事項について

障害者施策課指導担当

身体拘束廃止未実施減算の適用について

令和3年度報酬改定に伴う運営基準の改正により、身体拘束の適正化の推進のため施設・事業所の取組が令和4年度より義務化されています。

また、令和5年4月から、身体拘束の適正化に係る以下の運営基準を満たしていない場合は、基本報酬が減算となります。

各事業所においては、遺漏なく体制整備を行うようにしてください。

- ▶ 身体拘束の適正化について
 - ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
 - ②身体拘束適正化委員会の定期的な開催(少なくとも1年に1回、テレビ電話装置等活用可)と委員会での検討結果の従業者への周知徹底。
 - ※虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。
 - ③身体拘束等の適正化のための指針の整備。
 - ④従業者への定期的(年1回以上)な研修の実施。
 - ※虐待防止研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。
 - ①は令和4年度以前からの義務、②~④についても令和4年度から義務化。
- 身体拘束廃止未実施減算
 - ★①の記録が作成されていない場合は、**全利用者を対象とした減算**になります。
 - ★②~④ (訪問系は①~④) ができていない場合での減算は令和5年4月からです。

業務継続計画の策定について

業務継続計画とは(BCP=Business Continuity Plan)の略称で、新型コロナウイルス等感染症発生時や大震災などの災害発生時に業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため予め検討した方針、体制、手順等を示した計画のことです。

障害福祉サービス事業所においては、高齢者や障害者など、日常生活上の支援が必要な者が多数利用しており、災害等により、ライフラインが寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者に著しい影響を及ぼすおそれがあるります。

こうした事態が生じた場合でも最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、マスク等の衛生用品、空調設備稼働用の燃料などの確保を定めるBCPを策定することが有効であるため、当該計画の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務付けられています。

<u>令和6年3月31日までは経過措置期間になります。</u>新型コロナウイルス等感染症発生時や被災時の迅速な事業復旧を可能とし、利用者への影響を最小限にとどめるために、策定した計画に基づいて対応いただきますようお願いします。